

浦添運動公園等整備・運営・管理事業
入札説明書等に関する質問への回答

令和8年1月26日
浦 添 市

(様式2-2)

入札説明書 質問記入欄

No	頁	第1章	1.	(1)	ア	(7)	a.	①	項目等	質問内容	回答
1	7	第2章	5.	(6)					事業スケジュール 事業スケジュールに関しまして ※事業者は、事業者整備施設の工期及び引渡しの前倒しの提案を可能とする が、着工日の前倒しは不可とするとあります。 こちらは入札説明書の着工スケジュールと要求水準別紙2-2の各工事工程表 (参考)の着工スケジュールどちらの認識でしょうか。 前者の場合、着工日からR11年12月の竣工期日の間で各工事の工程(陸上競 技場)は組み替えは可能でしょうか。 また、ご検討が難しいことは承知しておりますが、芝生部分の工程もR11年に施 工することは可能でしょうか。	(前段)入札説明書の着工スケジュールについての記載です。また、着工日か らR11年12月の竣工期日の間で各工事の工程(陸上競技場)は組み替えは可能 ですが、要求水準書別紙2-2※1~4に留意してください。 (後段)芝生部分についてはヤクルトのキャンプに影響するため、基本的にはR9 年12月末までに完了させることとしますが、代替案として100m×60m程度の練 習場を確保できる場合は、事前に計画を確認させてください。	
2	8	第2章	5.	(8)	ア				サービス対価 サービス対価aにおいて、「市が設定した上限金額の範囲内で事業者が提案し た金額…」とありますが、建設工事監理に係る具体的な上限金額がありましたら ご教授ください。	建設工事監理に係る具体的な上限金額はありません。本市が設定する入札予 定価格(サービス対価 a、b の合計金額)の範囲内で提案してください。 入札説明書を修正します。	
3	12.1 3	第3章	2.		エ				入札参加者の構成等 1)当該例外は「入札参加グループへの形式的参加(構成企業・協力企業として の重複)」のみを許容する趣旨でしょうか。それとも当該受託企業が他グループ に対して行う以下のような技術的支援行為も許容される趣旨でしょうか。該当す るか否かを明確にご回答ください。 ・図面の説明・解釈の口頭又は書面による説明 ・現地確認への同行・助言 ・提案書作成に係る技術的助言(文面作成の代行を除く) ・その他の技術情報提供 2)上記技術的支援が許容される場合、事前届出、守秘義務(NDA)、及び全参 加者への情報公開等の条件・手続を明示してください。	1)技術的支援行為も許容されますが、具体的内容については、本市が指定す るものではなく、各グループにて決定ください。 2)ご意見として賜ります。	
4	12.1 3	第3章	2.		オ				入札参加者の構成等 1)「支援及び協力」の具体的な範囲を教えてください(例:設計図面に基づく施工技 術支援、試験立会、現地での技術助言、提案書段階での技術支援の継続等)。 2)落札後に支援を行う場合の届出・承認手続、支援者の公開(完成図書等への 明示)の要否、及び支援に係る報酬の取り扱い(市直払か落札者と支援者間の 民間契約か)を明確にしてください。	1)本市が具体的に指定するものではありません。他の企業と同様に、各グループ にて分担内容は決定ください。 2)ご意見として賜ります。必要に応じて、設計意図伝達業務は本市から別途発 注予定です。	
5	26	第5章	4.				b.		建設及び工事監理業 務のサービス対価 金利動向を踏まえた取扱いについてご確認させてください。 昨今の金融情勢を踏まえると、今後、工事期間中に金利が上昇する可能性も想 定されます。 割賦原価に含まれる建設期間中の金利について、提案時から工事期間中で上 昇した場合、割賦原価の増額(支払利息増に伴う額)を認めて頂けるのでし ょうか。	特定事業契約書(案)別紙7(P.65)に記載のとおり、本施設引渡し日の2営業前 の基準金利に合わせ、改定することとなります。ただし、スプレッドは事業者が提 案時に提示した数値のままとなります。 なお、「建設期間中の金利」が「建中金利」を指すのであれば、そちらの金利は 改定対象ではありません。	

(様式2-3)

要求水準書(案) 質問記入欄

No	本編	添付資料	貸出資料	閲覧資料	頁	第1章	第1節	1.	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	質問内容	回答
1		4			7	第1章		2.	①						警備業務	既存施設のうち、機械警備が設置されている施設をご教示ください。また、機械警備が設置されている施設の警備プロット図についても開示をお願いします。	現指定管理者が市多目的屋内運動場、市民体育館、市温水プールまじゅんらんどに設置しているため、事業者が切り替わるタイミングで再設置する必要があります。プロット図はないため、開示できません。
2	○				22	第2章	第1節		(1)						VE提案に伴う業務	VE提案によって設計図書の変更に伴う作業や手続きは「事業者の責任及び負担」とありますが、その費用はサービス対価aに計上するという認識で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書及び特定事業契約書(案)を修正します。
3	○				22	第2章	第1節		(2)						VE提案留意すべき事項	VE提案に関して、公園の価値を高めサービス向上、満足度向上に資する提案であれば、要求水準に記載のない独自提案をしても良いという理解で良いでしょうか。	要求水準の達成を前提に、お見込みのとおりです。
4	○				23	第4章	第2節	2.	(2)						工事計画策定に当たり留意すべき項目	陸上競技場開業前の工事期間中(令和9年-10年)の2年間の芝管理費用は事業者側の負担になりますでしょうか。 また、事業費にあたる場合、費用はサービス対価にてのお支払いになりますでしょうか。	陸上競技場開業前の芝管理費用については、サービス対価bにてお支払いいたします。
5	○				39	第6章		2.	(6)						警備保安業務	貴市にて整備される新体育館の機械警備に関する費用負担の区分について、イニシャルは貴市、ランニングは事業者という理解でよろしいでしょうか。また、貸出資料2.新市民体育館図面にて開示されました電気図にて警備プロットを確認しました。警備会社は決まっていますでしょうか。機械警備のランニングを事業者で負担する場合、負担金額を把握するため警備会社を開示ください。	(前段)機械警備に係るランニングコストはサービス対価bにて支払いますが、施設(新体育館を含む)への機器設置等は、事業者側で実施していただくこととなります。 (後段)機械警備を実施する警備会社は事業者の提案によるものとします。
6		13													まじゅんらんど 消防用設備点検報告書	消防用設備点検報告書について まじゅんらんどに該当するものが見当たりませんでした。 ご確認のほどよろしく願います。	12月25日付でHPでの公表資料を更新していますので、そちらをご確認ください。
7		15													緑地 維持管理範囲	業務対象範囲/公園施設保守管理業務/緑地 について 浦添カルチャーパーク林間立体駐車場、浦添カルチャーパーク既存立体駐車場(管理事務所以外)、浦添カルチャーパーク既存立体駐車場(管理事務所)は該当しないものとなっておりますが、緑地維持管理業務は対象外ということでしょうか。ご教示ください。	当該施設は建築物のため、該当しないものと整理していますが、各事業用地内の緑地は事業対象となります(「浦添カルチャーパーク駐車場(事業対象地内)」に該当)。
8															機械警備について	新市民体育館の施工は同事業ではないですが、機械警備の機器の設置については、施工側でしょうか。同事業の対象でしょうか。 ご教示のほどよろしく願います。	要求水準書に関する質問No.5への回答を確認してください。
9			○												貸出資料	解体および各整備に関して見積数量表はPDFでご提供頂いていますが、エクセルでいただくことは可能でしょうか。	エクセルでの提供は出来ません。